

## 現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部）

この運用基準は、滋賀県建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定について、滋賀県土木交通部の運用事項を定めるものである。

### （現場代理人の常駐義務緩和）

第 1 条 滋賀県土木交通部の発注した工事において次のいずれかを満たす場合には、現場代理人の常駐義務を緩和するものとする。

- (1) 契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている工事の不稼働期間
- (2) 契約額が 4,000万円未満(税込み)でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間
- (3) 2以上の工事を同一の主任技術者または監理技術者（特例監理技術者を除く）が兼務できる工事

2 現場代理人は、工事現場に常駐しない場合、その期間中は受注者として現場パトロールの実施と緊急時に速やかな対応がとれる体制を常に備える旨を事前に発注者に工事打合簿により報告しなければならない。

### （現場代理人の兼務）

第 2 条 現場代理人の兼務を認める工事は、兼務するいずれの工事も前条の規定を満たすとともに、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 発注者と常に携帯電話等で連絡がとれ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれること
- (2) 現場代理人が兼務する双方の契約額が 4,000万円未満(税込み)の工事の場合、各工事現場間の移動時間が 1 時間程度（移動距離概ね 30km）以内であること
- (3) 滋賀県または国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、滋賀県土木交通部以外の発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。

2 兼務を行う現場代理人は次の各号全ての要件を満たすものとする。

- (1) 既に兼務している工事が無いこと(兼務は 2 件まで)
- (2) 稼働中のいずれかの工事現場に駐在すること

3 手続きの流れについては、別添「現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー」による。

### （現場代理人の兼務解除権）

第 3 条 発注者は、虚偽の申請や施工内容に不備が生じた場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

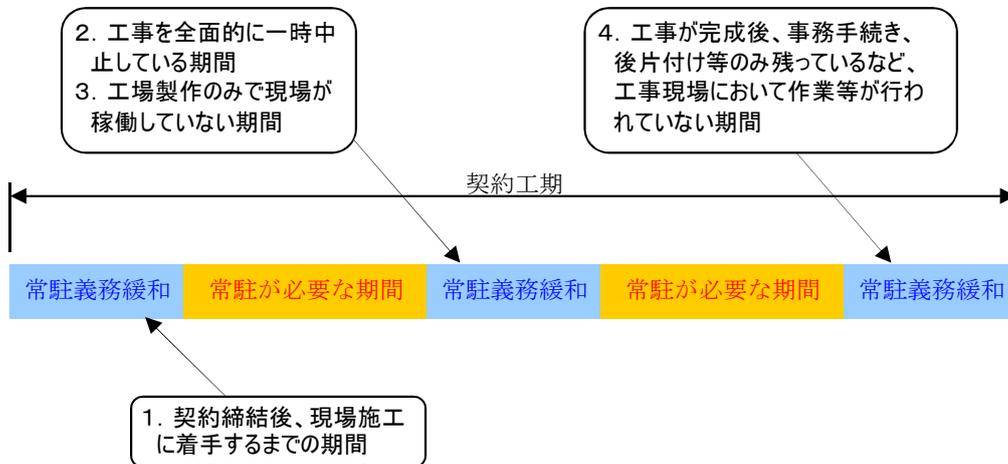
### （適用日）

第 4 条 この運用基準は、令和 5 年 2 月 1 日から適用する。

## (現場代理人の常駐義務緩和)

○現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部）（以下、「運用基準」という。）第1条第1項第1号における契約図書もしくは工事打合せ簿等により明確となっている工事の不稼働期間とは、次のいずれかに該当する期間をいいます。

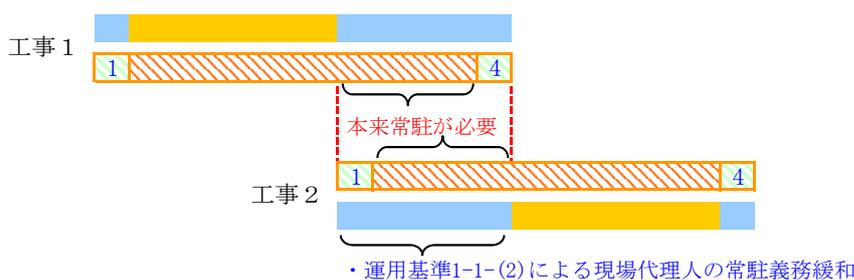
1. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
2. 契約約款第20条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
3. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
4. 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間



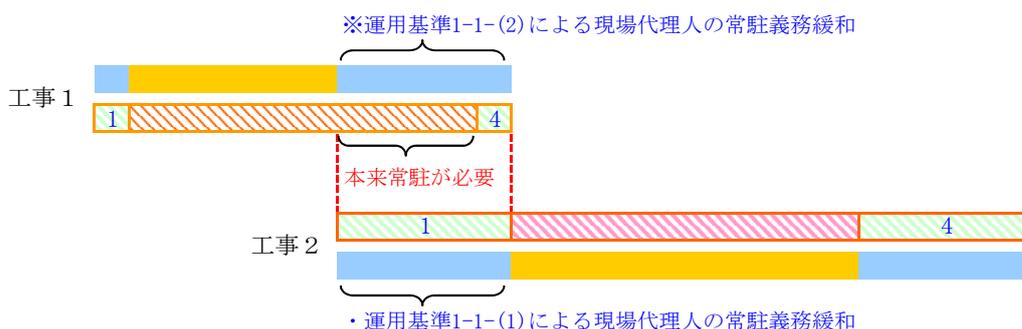
○運用基準第1条第1項第2号における契約額が4,000万円未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間の典型的な例は次のとおりです。

| 凡 例 |                          |
|-----|--------------------------|
|     | 契約額4,000万円未満（税込み）の工事が稼働中 |
|     | 契約額4,000万円以上（税込み）の工事が稼働中 |
|     | 運用基準1-1-(1)の不稼働期間        |
|     | 現場代理人の常駐義務が緩和される期間       |
|     | 現場代理人の常駐が必要な期間           |

(例1) 双方の契約額が4,000万円未満（税込み）の工事の現場代理人を兼務させる場合



(例2) 契約額が4,000万円未満（税込み）の工事と契約額が4,000万円以上（税込み）の工事の現場代理人を兼務させる場合



**○運用基準第1条第1項第3号における同一の主任技術者または監理技術者が兼務できる工事とは、次の要件を満たす工事をいいます。**

(1) 同一の主任技術者が兼務できる工事

工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事  
施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請けで施工する場合も含まれる。

適用にあたっては、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が判断すること。

(2) 同一の主任技術者または監理技術者が兼務できる工事

契約工期の重複する複数の請負契約にかかる工事であり、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事

●留意事項

兼務する場合、複数の工事を一の工事とみなした取り扱いとなるため、複数工事にかかる下請負金額の合計を4,500万円以上とするときは、監理技術者を設置しなければなりません。

また、複数工事にかかる請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合、主任技術者または監理技術者はこれらの工事現場に専任のものでなければなりません。

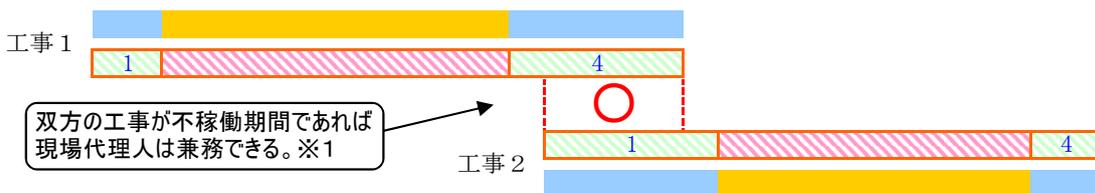
## (現場代理人の兼務)

○運用基準第2条第1項の現場代理人の兼務を認める工事の典型的な例は次のとおりです。

| 凡 例   |                          |
|---|--------------------------|
|  | 契約額4,000万円未満（税込み）の工事が稼働中 |
|  | 契約額4,000万円以上（税込み）の工事が稼働中 |
|  | 運用基準1-1-(1)の不稼働期間        |
|  | 現場代理人の常駐義務が緩和される期間       |
|  | 現場代理人の常駐が必要な期間           |

### (例1) 双方の契約額が4,000万円以上（税込み）の工事の現場代理人を兼務させる場合

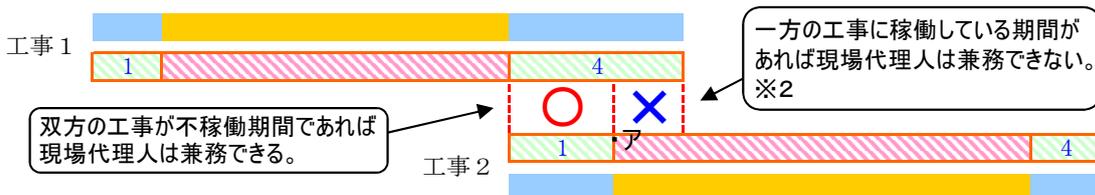
(ケース1)



※1 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます。

工事1：運用基準1-1-(1) ○ } ○  
 工事2：運用基準1-1-(1) ○ }

(ケース2)



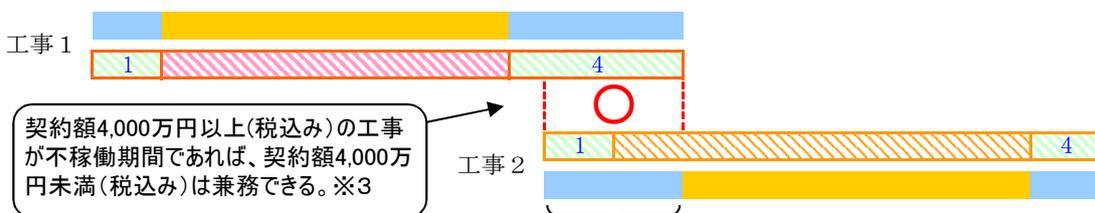
※2 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。

工事1：運用基準1-1-(1) ○ } ×  
 工事2：運用基準1-1-(1) × }

工事2は、着手時に兼務できる期間がありますが、兼務しても常駐義務が生じた時点（上図アの時点）で現場代理人の変更が必要となります。

### (例2) 一方の契約額が4,000万円以上（税込み）、もう一方の契約額が4,000万円未満の工事の現場代理人を兼務させる場合

(ケース1)



・運用基準1-1-(2)による現場代理人の常駐義務緩和※4

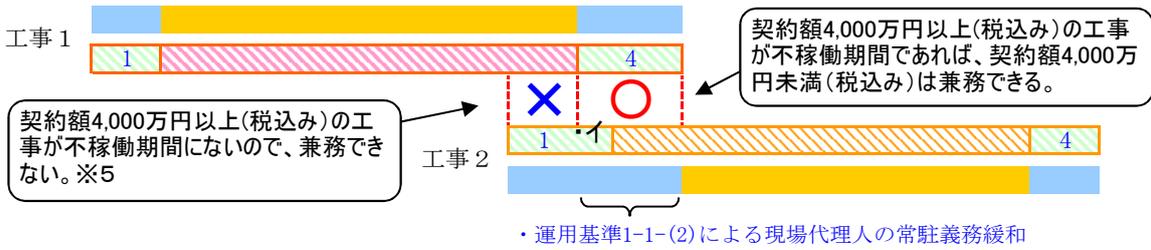
※3 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます。

工事1：運用基準1-1-(1) ○ } ○  
 工事2：運用基準1-1-(2) ○ }

工事2は、契約額が4,000万円未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させるため、常駐義務が緩和されます。（運用基準1-1-(2)）

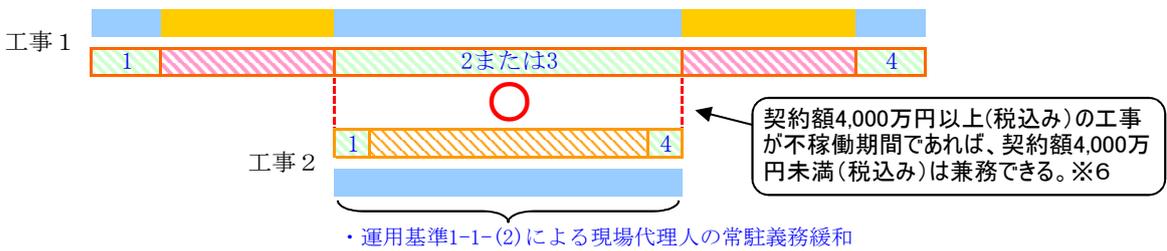
※4 運用基準1-1-(2)により現場代理人の常駐義務が緩和されていますが、運用基準2-2-(2)により、稼働中の工事現場に駐在する必要があります。

(ケース 2)



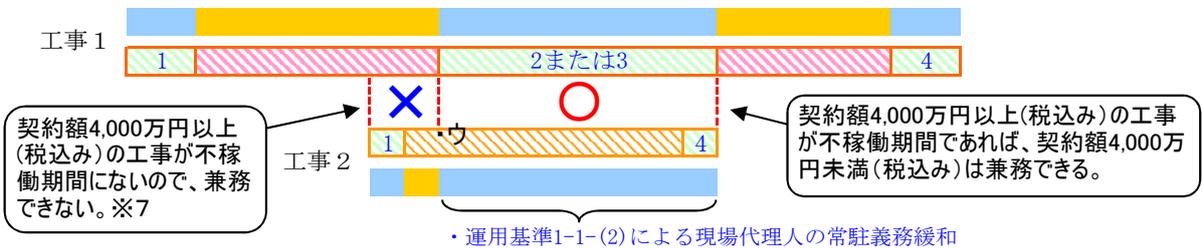
- ※5 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。
- 工事1：運用基準1-1-(1) ×  
 工事2：運用基準1-1-(1) ○ } ×
- 工事2は、(上図イの時点)で兼務できることとなりますが、着手時に別の現場代理人の配置が必要です。(上図イの時点以降、工事1と兼務する場合は、現場代理人の変更が必要です。)

(ケース 3)



- ※6 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている(運用基準2-1)ため、この期間は兼務できます。
- 工事1：運用基準1-1-(1) ○  
 工事2：運用基準1-1-(2) ○ } ○

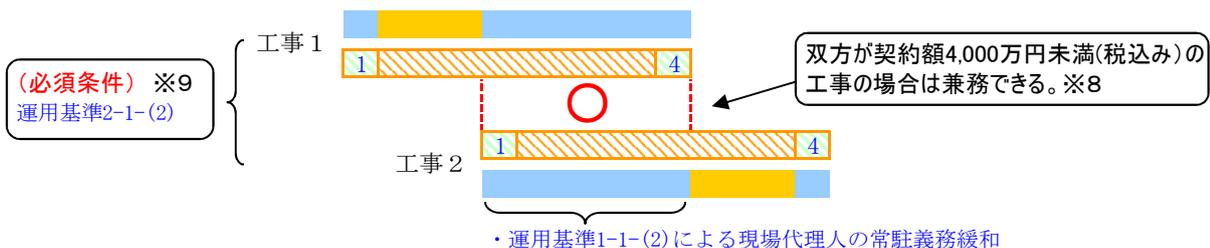
(ケース 4)



- ※7 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、工事1が不稼働期間にないため兼務することができません。
- 工事1：運用基準1-1-(1) ×  
 工事2：運用基準1-1-(1), (2) △ } ×
- 工事2は、(上図ウの時点)で兼務できることとなりますが、着手時に別の現場代理人の配置が必要です。(上図ウの時点以降、工事1と兼務する場合は、現場代理人の変更が必要です。)

**(例 3) 双方の契約額が4,000万円未満(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合**

この例の場合、工事現場間の移動時間が1時間程度(移動距離概ね30km)以内でなくてはなりません。



- ※8 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている(運用基準2-1)ため、この期間は兼務できます。
- 工事1：運用基準1-1-(2) ○  
 工事2：運用基準1-1-(2) ○ } ○
- ※9 各現場間の移動距離は1時間程度以内とし、高速道路利用の場合も概ね30km以内とする。

【別添】

現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー

